

令和4年度既存住宅状況調査促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）は、既存住宅の流通促進と空き家の発生抑制に資するため、既存住宅の売買時に実施する既存住宅状況調査を受ける者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅

次のいずれにも該当するものとする。ただし、宅地建物取引業者が所有するものにあつては、自ら建設したものを除く。

(イ) 山梨県内に所在する既存の住宅

(ロ) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）

(2) 既存住宅状況調査

既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第15条の7各項に規定するものの状況の調査であつて、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）によるものをいう。

(3) 既存住宅状況調査技術者

経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、既存住宅の売主又は買主とする。ただし、売主は個人（個人事業者を除く。）又は宅地建物取引業者（同一年度内において2回までとする。）に限るものとし、買主は個人（個人事業者を除く。）に限るものとする。

(助成対象の既存住宅)

第4条 助成金の対象となる既存住宅は、既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査を実施したものとする。

(助成対象となる調査)

第5条 助成金の交付の対象となる調査（以下「助成対象調査」という。）は、既存住宅状況調査及び必要に応じてこれに付随して行う給排水管路の調査で、令和4年4月1日以降に実施したもの（ただし、一の既存住宅につき1回とする。）とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象調査を行う既存住宅1戸につき、助成対象調査に要した経費（消費税相当額を除く）の2分の1の額又は5万円のいずれか低い額とする。

(助成金交付申請及び実績報告)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度既存住宅状況調査促進事業助成金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて協会に提出するものとする。なお、申請書の提出期限は令和5年3月10日とし、1申請につき既存住宅1件とする。

- (1) 口座振替申込書(様式第1号別添様式)
- (2) 調査報告書の写し
- (3) 調査費領収書の写し
- (4) 調査した者の既存住宅状況調査技術者講習の終了証明書の写し
- (5) その他協会が必要と認める書類

2 助成金の申請(兼実績報告)は、先着順に受け付けるものとする。

(助成金交付決定及び額の確定)

第8条 協会は、申請書の提出があった場合において、申請書の審査を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは助成金の交付を決定し、併せて交付すべき助成金の額を確定し、令和4年度既存住宅状況調査促進事業助成金交付決定通知書(兼交付額決定通知書)(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金交付の除外要件)

第9条 協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。第4号から第5号までにおいて同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(助成金交付の取消し等)

第10条 協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定により交付決定した助成金を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び助成金交付の条件に違反したとき
- (2) 助成金に関して協会に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の返還等)

第11条 協会は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し助成金の返還を求めるものとする。

2 申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該助成金を返還しなければなら

ない。

(書類の提出)

第12条 この助成金に関する書類は、協会に提出するものとし、提出部数は1部とする。

(その他)

第13条 この要綱に施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。